

## 社債購入に勝手に自分の名前が使われた？！

Q

自分宛に「あなた名義である会社の社債を購入している。金融庁の査察が入るので現金が必要。支払わないとあなたも名義貸しで罪に問われる。一刻も早く500万円振り込むように。」と聞き覚えのあるような金融機関から電話があり、罪に問われてはかなわないと慌てて通帳の残高を見ていたら、妻に勝手に名前が使われて罪に問われるのはおかしいと言われた。

(70歳代 男性)

A

このような相談は高齢者に多く被害金額が高額になってしまうことが少なくありません。有名金融機関に似た企業名を名乗って、消費者に勘違いをさせて不安をあおり、お金を振り込ませたり、送金させたり、中には手渡しで受け取る業者もいます。社債を発行しているという会社名も有名企業とよく似ていて紛らわしく、実在しない場合もあります。

そもそも勝手に人の名前で契約する事自体が法律で禁止されています。自分の名前を勝手に使われた本人が罪に問われる事はありません。「名義を貸して欲しい」と事前に電話がある場合もありますが、名義を貸す事も法律で禁じられています。知らない人から電話がかかっても契約に関係するような内容には即答せず必ず家族に相談しましょう。特に訳のわからないもうけ話には耳を貸さず、きっぱりと断る勇気を持つ事が大切です。分からない事、困った事があれば直ぐにお近くの相楽消費生活センターにご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ

**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

(全国共通ナビダイヤル 0570-064-370 でもつながります。)

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～午後4時

住所 木津川市木津上戸15相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東出口から徒歩5分)

※土曜・日曜日は075-257-9002へ(電話のみ)

